

更生緊急保護等と生活保護の併給を求める意見書

第1 意見の趣旨

- 1 法務省と厚生労働省は、更生保護法における更生緊急保護等と生活保護法の生活保護を併せて受給すること（併給）を是認し、この併給を調整する規律を早急に整備するべきである。
- 2 生活保護の責任主体である地方公共団体は、上記の併給を是認するとともに、上記の調整規定が施行されるまでは、併給の調整をされたい。

第2 意見の理由

1 社会復帰支援と結果としての再犯防止

再犯の防止等の推進に関する法律が平成28年12月に施行され、再犯防止推進計画のもと、再犯防止が国の重大政策に掲げられている。そして、司法と福祉が連携することにより、生活困窮者に対する社会復帰等に向けた包括的支援を実現し、結果として、生活困窮等を根本原因とする犯罪・再犯を減らしてゆく取組が全国で展開されている。

千葉県弁護士会は、平成27年10月から、「千葉県弁護士会社会復帰支援活動援助制度」を運営している。同制度は、身柄を拘束された被疑者または被告人のうち住所不定等により帰住予定先のない者（以下、「要支援者」という。）に対し、安定した住居を得られるまでの一時的な住居の提供を行う事業者を同会が指定し、当該事業者と担当弁護士（弁護人）が連携して要支援者の社会復帰（釈放後の一時的住居の確保、その後の転居先になる安定的住居の確保、生計維持のための就業活動や生活保護の受給など）を支援する制度である。

2 更生緊急保護等

更生緊急保護は、要支援者などに対し、宿泊場所の供与、食事の給与などの支援をする制度である。なお、刑事判決が確定した場合、更生緊急保護は、「応急の救護の措置」に移行するが、保護の内容はほぼ同じである（そこで、以下、更生緊急保護と応急の救護の措置をあわせて「更生緊急保護等」という）。

3 生活保護

生活保護は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、無差別平等に、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障する制度である。

4 併給の必要性

更生緊急保護等においては、食事と宿泊場所が支給されるが、要支援者には日常生活に必要な衣類や用品すら欠く者も多いのであって、それらについて、

保護観察所長が自ら要支援者に支給することはない。確かに、制度上は、要支援者が保護観察所長に申し出れば必要な金銭、衣料、器具その他の物品の支給を受けられることにはなっているが、申出がされても支給の可否は個別的裁量に委ねられているし、予算の制約もある。

実際には、保護観察所長が要支援者に支給することがあるのは、身柄拘束場所から居住地への交通費程度に止まっている。そのほかに要支援者が必要とする衣類や日用品については、生活保護を受給できるようになるまでは、支援する事業者等が身銭を切って用意することも多い。このような支援者の善意の上に成り立った更生緊急保護等は直ちに改善を要する。

ただ、その改善がされるまでは、生活需要が満たされていないのであるから、更生緊急保護等を受けている者であっても、生活保護の受給が不可欠である。

一方、更生支援の観点からすると、生活保護にも足りない部分がある。というのは、生活保護では、更生支援を担う事業者等に対し、人件費等の経費が支払われることはないからである。これに対し、更生緊急保護等では、自立準備支援の名目で、そうした経費が不十分ながらも支払われている。

つまり、更生緊急保護等と生活保護は、実は補完的に機能しており、これらの制度が相まってこそ、要支援者の社会復帰を支援することができ、結果としての再犯の防止にもつながる。そうすると、更生緊急保護等と生活保護の併給が是認されるべきである。

5 現状の問題

しかし、現状では、このような併給を認めない地方公共団体もある。千葉県においては、市川市が、平成28年4月、更生緊急保護等を受けていることを理由として、併給されていた生活保護（生活扶助）を廃止する決定をしたケースがある。市川市によれば、法務省や千葉保護観察所、千葉県も、この市川市の判断を支持していた。

この点、千葉地方裁判所は、本年9月10日、市川市の上記決定を取り消すとの判決をした（市川市が控訴せず確定）。同判決は、処分行政庁の裁量権を認めながらも、更生緊急保護等では生活需要が満たされないとの判断にしっかりと立脚し、生活保護と更生緊急保護等との裁量判断の違いにも目配りしたうえ、現実には更生緊急保護等と生活保護との併給状態が千葉保護観察所と市川市との間で調整されていた（二重払いが生じていなかった）ということをも考慮して、裁量権の逸脱または濫用による違法を認めており、高く評価できる。

ところで、更生緊急保護等と生活保護の併給を是認するべきとして、その場合、併給により重なる部分（たとえば、宿泊場所の供与と住宅扶助、食事の給

与と生活扶助のうち食費)については、二重払いがされないように調整が図られなくてはならない。

しかし、現状、この併給を調整する法律上の規定はない。

6 結語

したがって、更生緊急保護等と生活保護の併給を是認すべきである。そのうえで、両者の支給を調整する規律を早急に整備すべきである。また、そうした調整規定が施行されるまでは、行政上の調整がなされるべきである。

よって、意見の趣旨のとおり、意見を表明する。

令和3年11月29日

千葉県弁護士会

会 長 三 浦 亜 紀